

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 役員等旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 役員等報酬の各年度の総額について、評議員について200,000円、理事について、200,000円、監事について60,000円を超えない範囲で本規程に従って算定した額を報酬として支給することとする。

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外事項)

第7条 施設の職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。